

市政だより

# おおむら

## 人口の動き

	5月1日現在	前月比
人口計	65,495	+365
男	31,530	+210
女	33,965	+155
世帯数	18,894	+173



○  
(ここをとじてください)  
○

## 市役所よこに コミュニティセンター

市役所よこに建設していましたコミュニティセンターが完成、6月2日からオープンします。

この施設は、市民の生涯教育、市民連帯の場として約4億1600万円かけて昨年10月に着工していたもので中央公民館、視聴覚ライブラリー、少年センターの仕事を行います。

市民の皆さんのご利用をお願いします。

### お気軽にご利用下さい



(大 会 議 室)

明  
る  
い  
近  
代  
的  
な

コミュニティセンターの施設概要

コミュニティセンターは、市民の生涯教育及び市民連帯の場として活用を図る施設です。

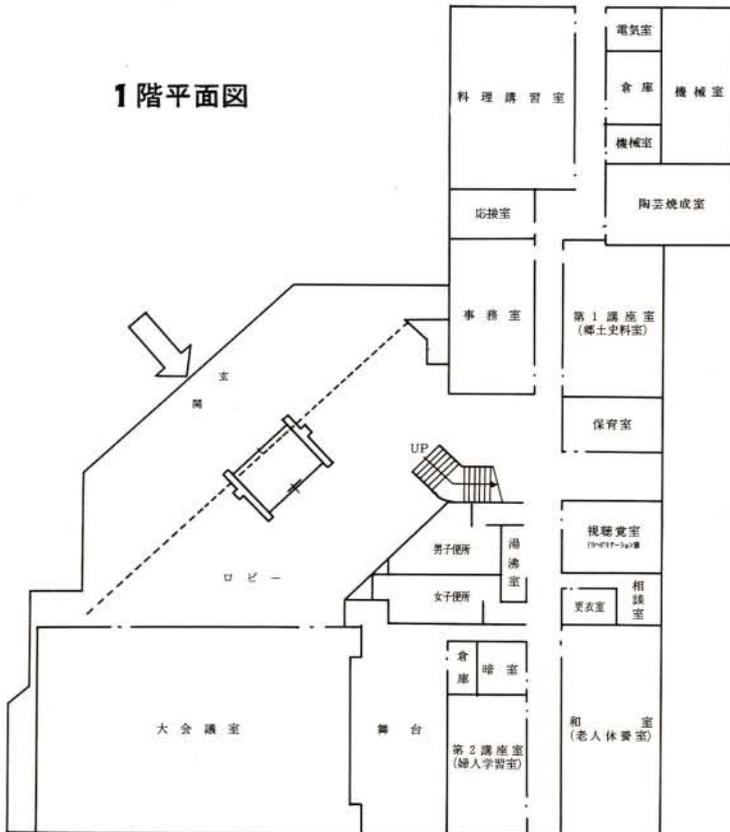
お気軽にご利用下さい。



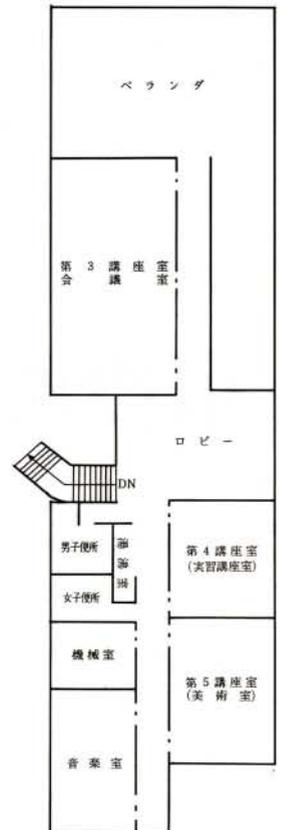
コミュニティセンターを構成する機関は次のものです。

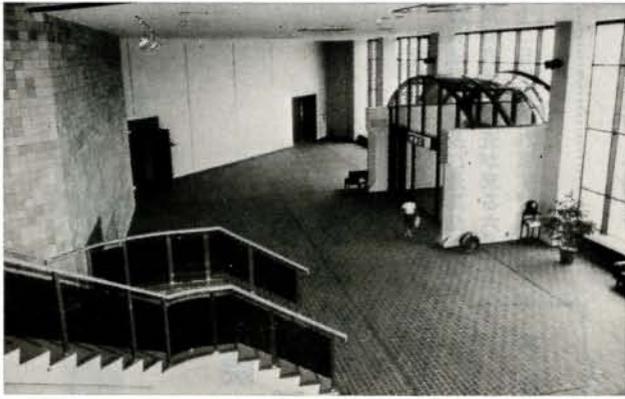
- ◎中央公民館
- ◎少年センター
- ◎視聴覚ライブラリー

1階平面図



2階平面図





(玄関ロビー)

各室の内容

- 一階
- 大会議室(三七・二二)  
五百人収容
  - 料理講習室(一九・一九  
㎡) 四十人収容
  - 陶芸室(四〇・六㎡)  
ガス焼成器備付
  - 第一講座室(八一・二㎡)  
四十五人収容
  - 保育室(十九畳)
  - 視聴覚室(三四・五㎡)
- 十人収容
- 老人休養室  
(四十二畳)  
五十人収容
  - 第二講座室  
(六四・二㎡)  
三十人収容



(料理講習室)

公民館の利用は

- 二階
- 第三講座室  
(四五・八七㎡) 二十五人収容
  - 第五講座室(七七・〇㎡)  
四十五人収容
  - 音楽室(六四・二㎡)  
三十人収容
  - 第四講座室  
百人収容

◎お申込みは

使用日の五日前までに  
使用許可申請書を提出  
して下さい  
表のとおりです。  
なお、冷暖房・ガスまたは水道や電気機器などの持ち込みには実費をいただく使用規程がありますので、中央公民館にご相談下さい。

◎使用料は下

中央公民館使用料

室名	使用時間	9時から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	9時から17時まで	12時から22時まで	9時から22時まで
大会議室		3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円
料理講習室		800	1,000	1,300	1,500	2,000	2,500
陶芸焼成室		200	300	400	500	600	800
第1講座室 (郷土史料室)		500	700	900	1,000	1,400	1,700
保育室		200	300	400	500	600	800
視聴覚室 (リハビリテーション室)		200	300	400	500	600	800
和室 (老人休養室)		700	900	1,200	1,400	1,900	2,300
第2講座室 (婦人学習室)		400	500	700	800	1,100	1,300
第3講座室 (会議室)		900	1,200	1,600	1,900	2,500	3,100
第4講座室 (実習講座室)		400	500	700	800	1,100	1,300
第5講座室 (美術室)		500	600	800	1,000	1,300	1,600
音楽室		400	500	700	800	1,100	1,300

コミュニティセンターの

(中央公民館、視聴覚ライブラリー、少年センター)

電話番号は ④-三三六一(代)

◎旧電話番号

②-四三二一  
②-二四六九

◎新電話番号

コミュニティセンターの竣工に伴い、中央公民館・視聴覚ライブラリー・少年センターが移転しましたが、電話番号も変わりましたので、おしらせします。

# 投票日6月22日

## 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙 最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が来る六月二十二日に行われます。

### 投票所入場券

投票所入場券は六月五日頃発送する予定です。

投票所には必ず入場券を持ってお出かけ下さい。

もし入場券が届かない場合は選挙管理委員会事務局またはお近くの出張所へお問合せ下さい。

なお、市内で住所を移動された人は、入場券に記載された投票所でなければ投票できませんので、入場券をよく確認

めて投票所へおいで下さい。

### 不在者投票

投票日の当日、次のような理由によってどうしても投票所に行って投票することができないときは、あらかじめ不在者投票をすることができません。

#### ・不在者投票のできる人

- ①投票区の区域外において、職務または業務に従事している人
- ②やむを得ない用務または事故により市外に旅行中または

名簿に登録されていない人は前住所地の選挙管理委員会へ宣誓書を添えて請求して下さい。

#### ・不在者投票のできる期間および時間

▽参議院議員通常選挙  
五月三十日～六月二十一日まで

▽衆議院議員総選挙  
六月二日～六月二十一日まで

▽最高裁判所裁判官国民審査  
六月十二日～六月二十一日まで

- ③病氣、負傷、妊娠、不具または産じょくにあるため歩行が著しく困難な人（在宅投票はできません）
- ④大村市から他市町村へ転出した人または転出予定の人
- 他市町村から大村市に転入されて、まだ大村市の選挙人

### この一票 政治と暮らしに生かす票



#### ・不在者投票の場所

▽大村市選挙管理委員会事務局なお、詳しくは市選挙管理委員会へおたずね下さい

#### ・郵便による不在者投票

選挙人で身体に重度の障害のある人で身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けており、次に該当される人は郵便による不在者投票をすることができます。

### 名簿の登録について

市政だよりの五月十五日号にも掲載しましたが、選挙人名簿の登録は毎年九月一日現在及び選挙が行われるときに登録を行うことになっていますが、学生の住所については就学地の寮または下宿にあるものとされています。従って、大村市に住民登録をしたまま就学地の寮または下宿に居住している人はその就学地へ住民異動の届け出をして下さい。

この投票を行うには郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。投票日間近になって証明書の交付申請をしても投票できない場合がありますので早目に選挙管理委員会の手続きをして下さい。そのほか詳しいことは申請をされたときに説明します。

#### （身体障害者）

両下肢もしくは体幹の障害で一級または二級に該当す

また、このような人ですでに卒業して大村市に戻って居住している人は選挙管理委員会へ連絡して下さい。

### 投票所の変更

今回の選挙から投票所が一部変更されます。入場券に記載してある投票所名を確認のうえ投票所へお

出かけ下さい。なお、昨年の総選挙において大村市役所に投票所が変更された地区については、今回から従来どおり大村幼稚園が投票所となりますので、お間違えないようお願いいたします。

### 投票所が変わった地区

町内会名	新しい投票所
下杭出津、辻田、新城、西小路、協和町、松山町、昭通、松山町第二	中地区住民センター別館（医師会館裏） 見取図参照
坂口、池田、池田9区、池田10区、池田11区、池田アパート	池田新町公民館（池田保育所裏）

見取図



## 地方税法が一部改正

### 所得控除の引上げ

### 均等割税率の引上げなど

昭和五十五年度の地方税法が一部改正されました。その主なものをお知らせします。

#### （市県民税）

#### ◎所得控除額の引上げ

低所得者層の負担の軽減を

図るため、所得控除が次のとおり引上げられます。（）内は現行の額

- ・基礎控除 二十二万円（二十一万円）
- ・配偶者控除 二十二万円（二十一万円）
- ・扶養控除 二十二万円（二十万円）
- ・障害者控除 二十二万円（十九万円）
- ・特別障害者控除 二十三万円（二十一万円）
- ・老人者控除 二十二万円（十九万円）
- ・寡婦控除 二十二万円（十九万円）
- ・勤労学生控除 二十一万円（十九万円）
- ・同居老親等扶養控除の創設
- ・新たに同居老親等扶養控除 二十六万円を設け、所得割の納税義務者の有する老人扶養親族（七十歳以上の者で障害

者に該当しないもの）が、納税義務者または配偶者の直系尊属で納税義務者または配偶者のいづれかと同居している場合には、この控除が適用されます。

なお、これらの所得控除引上げによる負担の軽減に対処するため市民税の所得割の税率適用区分が調整されます。

◎個人の均等割税率を引上げ 個人の均等割については、昭和五十一年度に税率が引上げられて以来すえ置かれていますが、今回、定額課税の見直しという観点から次のとおり引上げられます。

- ・市民税 千五百円（現行千二百円）
- ・電気税及びガス税
- ◎電気税及びガス税の免税点を引上げ
- ・電気税 五月一日から三千六百円（現行二千四百円）
- ・ガス税 六月一日から一万円（現行七千円）

※詳しくは税務課へ

## 国保相談

### ご存じですか

### 55年度の国保予算 28億円に

#### ◎国保予算の仕組み

国保の財政は、その年の医療費がどのくらいになるかを計算し、それにもついで国からの補助金や保険税の額を決める仕組みになっています。

#### ◎伸び続ける医療費

本市の国民健康保険の医療費も毎年上昇を続けており、五十五年度は三十四億五千万円を見込んでいます

このうち被保険者の皆さんが病院などにかかれたとき三割分を負担しますが、残りの七割分を国保（市）が負担することになります

#### ◎五十五年度の国保予算の内訳

予算総額は二十八億四千万円で、五十四年度当初予算に比較して二億三千万円増えています。

歳出の内訳は、九六・二％が医療費の支払いや高額療養費、助産、葬祭費の支給に要する保険給付費で、あとの三・八％が人件費などの経費となっています。歳入の内訳は、国からの補助金が六八・九％、保険税が二四・三％で繰入金やその他の収入が六・八％となっています。

◎一般会計からの繰入金は一億三千万円 医療費が増えれば国の補助金も増額されますが、一方被保険者の皆さんに負担していた保険料も増額しなければなりません。市としては少しでも保険料の負担を軽くするために一般会計から一億三千万円を繰入れていきます。一世帯当たり約一万四千五百円の軽減を図ることにしています。

本市の国保は火の車です皆さんのご理解とご協力をお願いします。

# 万全な構えで、

**避難場所**

非常の場合は最寄りの避難場所へ避難して下さい

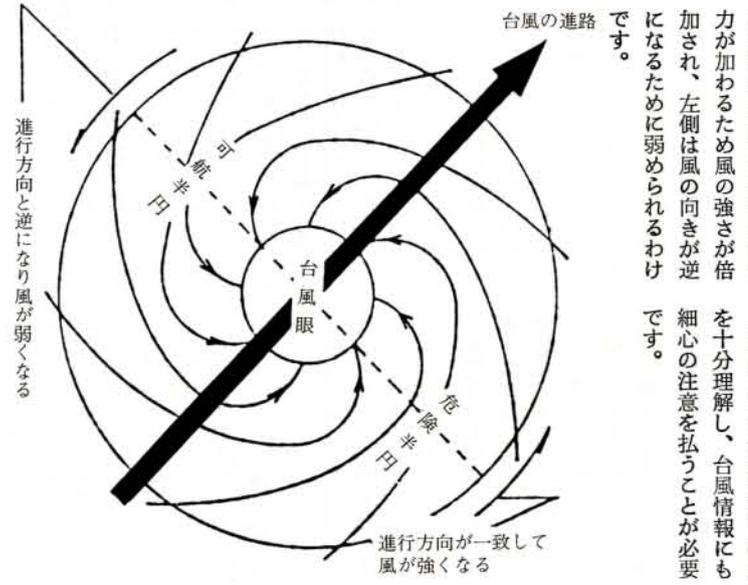
( )内は電話番号、収容人員

市民体育館(☎③一五五二・千人) 園芸高校(☎④一三二一・五百人) 大村高校(☎②一六六〇・五百人)

市役所(☎①四一一・五百人) 大村小学校(☎③一七一一・五百人) コミュニティセンター(☎④一三六一・五百人) 市民会館(☎①二七三九・千人) 三城小学校(☎③一三三四・五百人) 市武道館(☎②一四八四・千八百人) 大村市農協会館(☎③一六一一・五百人) 総合福祉センター(☎③一三五二・五百人) 本経寺(☎②一三三三・二百人) 正法寺(☎②一三三三・二百人) 地区住民センター(☎③一三七六・三百人) 西大村中学校(☎③一三三六・五百人) 中央小学校(☎③一三三六・五百人) 放虎原小学校(☎④一八二一・五百人) 西大村小学校(☎③一三三六・五百人) 諏訪公民館(☎③一三三六・五百人) 池田公民館(☎③一三三六・五百人) 池田公民館(☎③一三三六・五百人) ろう学校(☎②一三三六・三百人) 竹松小学校(☎⑥一八二二・四百人) 竹松出帳所(☎⑥一八三三・三百人) 福重小学校(☎⑤一八三三・三百人) 福重小学校(☎⑤一八三三・三百人) 郡中学校(☎⑤一八三三・三百人) 福重出帳所(☎⑤一八三三・三百人) 松原小学校(☎⑤一八六一・四百人) 松原出帳所(☎⑤一八六一・四百人) 萱瀬中学校(☎⑤一七〇〇・五百人) 萱瀬小学校(☎⑤一七〇〇・五百人) 萱瀬出帳所(☎⑤一七〇〇・二百人) 鈴田小学校(☎⑤一四三三・三百人) 三浦小学校(☎⑤一四三三・三百人) 玖島中学校(☎⑤一三四一・五百人)



※各避難場所の責任者は、消防分団長、町務連絡員です。



**台風と風**

台風は、中心の気圧が異常に低いため、周囲から空気が猛烈なスピードで吹込んでいきます。地球の自転の影響で北半球では、左巻のうず巻となっていく。この結果、台風の風の強さは中心の右側と左側では大きく違います。つまり中心の右側では、台風そのものの南よりの風に台風の進む力が加わるため風の強さが倍加され、左側は風の向きが逆になるために弱められるわけなのです。

このように台風の持つ特質を十分理解し、台風情報にも細心の注意を払う必要があります。

# 災害を最小限に

## 日頃の心がまえと いざというときの準備を

**日頃の心がまえ**

雨期が近づきました。これからの時期には、毎年大なり小なり雨水などによる被害が各地で出ています。単に天災ということでは済まずことなく、私たち一人ひとりの小さな注意で未然に防ぐことができます。

**過去の心**

過去の心は、過去の災害例などを知っておくようにしましょう。

**地域の特性を知ろう**

地域の特性を知ろう。皆さんの住んでいるところは安全でしょうか。川やがけの位置、地質、地盤の高さ、強さなどの特性を知り、市役所に聞くなどして、どんな災害が起きやすいか知っておくことが必要です。

**環境の変化に注意しよう**

環境の変化に注意しよう。山林の伐採、池の埋立、宅地造成など、環境の変化によって災害発生の様相が変わることもあります。まわりの変化によく注意することが必要です。

**気象情報に注意しよう**

気象情報に注意しよう。災害から身を守るためには、台風、降雨などの規模、強さを知っておき、どんな被害が起きるおそれがあるかをあらかじめ知らなければなりません。それにはまずテレビ、ラジオなどで新しい気象情報を知りましょう。次に、すでに被害の出ている状況は、自分のところでもどんな災害が起きるかを知らなければならないので、よそごととは思わず注意を

**危険がせまったらすぐ避難しよう**

危険がせまったらすぐ避難しよう。河川の氾らん、山崩れ、がけ崩れ、高潮などは必ずあつというまに起こります。ちょっとした油断や家財道具への執着が避難を遅らせ、大事を招いた例がたくさんあります。危険がせまったら何よりも早目に避難しましょう。

①避難する時の持ち物は最小限に、身じたくは身軽な服装にしましょう。

②危険な場所には近づかないようにしましょう。

③避難場所ではリーダーの指揮に従いましょう。

**大雨注意報** 一時間雨量が二〇ミリ以上、または三時間雨量が四〇ミリ以上、または二十四時間雨量が七〇ミリをこえると予想されるとき。

**雷雨注意報** 激しい雷雨が起って落雷のおそれがあるとき。

**洪水注意報** 二十四時間雨量が二〇〇ミリをこえると予想されるとき。

**高潮注意報** 高潮によって海岸付近の低い土地に浸水し、また、河口付近の河川の水が増し被害が予想される時。

**異常乾燥注意報** 空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される時。

**濃霧注意報** 濃霧のため、交通機関などに著しい支障をおよぼす恐れのある時。

**暴風雨警報** 平均風速が二十メートルをこえると予想される時。(雨を伴わないときも含む)

**大雨警報** 一時間雨量が四〇ミリ以上、または三時間雨量が八〇ミリ以上、または二十四時間雨量が二〇〇ミリをこえると予想される時。

**いざというときの準備**

いざというときの準備を。危険がせまったらすぐ避難しよう。河川の氾らん、山崩れ、がけ崩れ、高潮などは必ずあつというまに起こります。ちょっとした油断や家財道具への執着が避難を遅らせ、大事を招いた例がたくさんあります。危険がせまったら何よりも早目に避難しましょう。

**主な注意報と警報**

注意報とは、気象現象などにより、県内のどこかに被害が予想される場合に一般の注意を喚起するため気象官署が発表するもの。

警報とは、気象現象などにより、県内のどこかに大きな災害の起こるおそれがあるとして、一般の注意を喚起するために気象官署が発表するもの。

**大雨警報** 一時間雨量が四〇ミリ以上、または三時間雨量が八〇ミリ以上、または二十四時間雨量が二〇〇ミリをこえると予想される時。

**雷雨警報** 激しい雷雨が起って落雷のおそれがある時。

**洪水警報** 二十四時間雨量が二〇〇ミリをこえると予想される時。

**高潮警報** 高潮によって海岸付近の低い土地に浸水し、また、河口付近の河川の水が増し被害が予想される時。

**異常乾燥警報** 空気が異常に乾燥し、火災の危険が大きいと予想される時。

**濃霧警報** 濃霧のため、交通機関などに著しい支障をおよぼす恐れのある時。

**暴風雨警報** 平均風速が二十メートルをこえると予想される時。(雨を伴わないときも含む)

身のまわりのご相談は

# お気軽に

## 人権擁護委員へ

四月十五日付で藤戸三郎さんが人権擁護委員として再任されました。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のためすみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることが主な使命になっています。

### 飼い犬は

### 必ずつなぎましょう

最近、飼い犬による被害が多発し、市民からの苦情が多くなっています。本市では犬取締条例で飼い犬の放し飼いは禁じられていますので必ずつなぎをしてください。

身の上のいろいろな問題で苦しんでおられる人は、次の四人の人権擁護委員に相談してください。

### 長崎行政監察局長から

### 江口善芳さんに感謝状

行政相談委員として行政相談業務にご尽力いただきありがとうございます。江口善芳さん(皆同郷)に対して長崎行政監察局長から感謝状及び記念品が五月二十日に開かれた行政相談委員全体会議の席上で贈られました。

◎ 二九七七

◎ 松尾武さん(大川町八五〇、電話一七〇二四)

◎ 姉川浄弘さん(武部郷四〇九、電話一四三三五)

◎ 田川寿さん(皆同郷二三八五、電話一八五四五)

なお、市民相談コーナーで毎月第一木曜日に入権(身の上)相談を行っていますのでお気軽にご相談下さい。

## 洗剤に関する

## アンケート中間報告

〔はじめに〕  
この報告は、今日社会問題として取り扱われている洗剤について、公害行政の資料としての目的で本年四月一日現在、本市に居住する全世帯を対象に、四月十四日と二十日までの期間、各町内会を通じて配布、回収をお願いし、洗剤の使用状況並びに洗剤に対する考え方についてアンケート調査した結果です。

この調査にご協力下さいました各町内会長並びに各班長また、市民の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

### 〔結果報告〕

本市として、初めて全世帯を対象にしたアンケート調査は、四月一日を基準日として一万八千五百四十四世帯を対象に行いました。

四月二日と六日までに全地区の町内会に配布を完了し、四月末日を最終回収日として取り組みました。  
回収枚数は一万四千三十六枚、回収率七五・六九%と、

図1. 各地区回収率

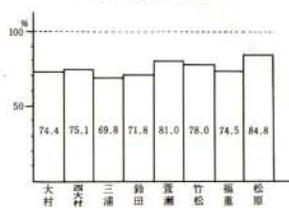


図2. 男女別記入者



質問1のアンケート記入者は図2のとおりで、圧倒的に女性の回答者が多く、洗剤と

いう特殊な条件であったため男性の回答は割にとどまりました。

回答者の年齢構成は  
◎二十歳未満 一・一%  
◎二十一～三十歳 一五・四%  
◎三十一～四十歳 二四・三%  
◎四十一～五十歳 二二・九%  
◎五十一歳以上 二七・二%  
◎不明(未記入者) 一〇・一%  
以上でした。

質問2の大村市に住んでいる年数では、二十年以上の居住者が五四%、十一年～二十年、一年～五年がそれぞれ一三%、六年～十年が一%、一年未満は四%でした。

質問3の洗剤使用状況では回答者に使用商品名を記入していただき、集計段階で家庭用品品質表示法に基づく表示で区分、「合成洗剤」「石けん」「合成洗剤と石けんの併用」の三区分別として結果を出しました。

今日、洗剤商品として、粉末洗剤、液状洗剤、ねり状洗剤、固型洗剤などが販売されており、品質表示法に基づく石けんと合成洗剤の違いを見極めるうえでまぎらわしい点が表われました。このことは

国民年金

特例納付

今月で締切の

いまなら昔の保険料が納められます。国民年金は六十歳までに十五年(としをとった人は十

年(二十四年)加入しないと年金をもらえません。そのため加入の手続きが遅れたり、保険料を納め忘れて、年金を

もらえないとあきらめている人はいませんか。でもあきらめないで下さい。こういう人でも保険料をさかのぼって納めれば、年金をうけられる特例があります。

◎期限は六月三十日まで

◎保険料は一月当り四千元

ただし、サラリーマンの奥さんなど任意加入期間については特例納付することはできません。

※詳しくは保険年金課へ

6月4日~10日 歯の衛生週間 よい歯で よくかみ よいからだ

給水装置工事は

水道部の指定工事店で

最近、省エネルギー対策として、太陽熱利用の温水器、蓄熱方式の温水器などの設置が増加していますが、これらの器具を水道と直結する場合は、水質保持のため水道部の承認を必要とするものもあり、また、取り付ける際の水道配管は指定工事店で行なければなりません。

事前に水道部または指定工事店へお問い合わせ下さるようお願いいたします。なお、違反工事が後日判明しますと器具の取替え、配管工事のやりかえなど、使用者の皆さんに大変ご迷惑をおかけすることがありますのでご注意ください。(水道部)

特に、粉末洗剤と粉石けんの区分が消費者の中で同一視された傾向があり、粉末石けんの回答取り扱いについては、各質問、意見などの状況をみながら区分しました。

質問5の合成洗剤問題については、回答者のほとんどがテレビ、新聞で知った(九三%)と答えており、このことは昨年十月、滋賀県の県民の健康と琵琶湖を守るため、粉石けん使用推進を基本とした「琵琶湖富栄養化防止条例」が可決され、また、今年三月には環境庁と付属機関で「有リン合成洗剤の全面使用中止が決定され、通産、厚生などが二十三省庁に対し協力要請がなされるなど、更に県内においても、三月二十七日「合成洗剤問題を考えるこん話会」の設置など、合成洗剤問題が全国的に広がり、大きなニュースとして取り上げられてきた結果と見られます。

五月月上旬に市で調査した市内商店の種類の台所用が三十種類、洗たく用が五十七種類でした。

質問6の洗剤使用による手荒れについては

この結果から、合成を洗剤使わないという考え方には、全体的に取り組まれた場合、九三%の家庭が同調できる条件をもっているという理解できるようです。

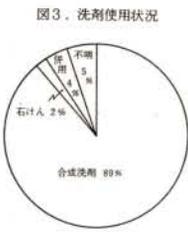


図3. 洗剤使用状況

質問4の購入の条件として、はっきり品名購入をする人が六三%、価格を見て買う人が一九%、洗剤ならなんでもよいと答えた人が一五%でした。

質問7では、県と四市九町が集まり四十七年から「大村湾をきれいにする会」が組織



図4. 大村湾をきれいにする会



されたままです。このことについては図4のとおりです。

質問8の海や川をきれいにするため、合成洗剤を使わないようにしようという意見に対しては次のとおりです。

福祉医療費

受給資格者証を更新

6月18日から

持ってくるもの

- ・現在使用中の受給資格者証
- ・健康保険証
- ・印かん
- ・通知のハガキ
- ・心身障害者医療該当者は別に心身障害者手帳あるいは療育手帳
- ・本年一月二日以降に転入した人および扶養義務者が市外にいる人は昭和五十五年の所得証明書

更新期間中  
各出張所でも受付

更新期間中は各出張所に次の日程で福祉課より出向き受付ますが、ハガキで日時を指定していただきますのでその日に申請して下さい。

なお、指定日にこれない方は、十八日以降福祉課へおい下さい。

- ・竹松出張所 六月十八日・十九日
- ・三浦出張所 六月二十日
- ・鈴田出張所 六月二十日
- ・萱瀬出張所 六月二十三日
- ・福重出張所 六月二十三日
- ・市役所福祉課 六月二十四日
- ・西大村出張所 六月二十六日
- ・日・二十五日
- ・日・二十七日・二十八日
- ・松原出張所 六月三十日

寡男を新たに追加

該当者は申請を

現在、七十歳以上の老人、心身障害者、母子、寡婦、未婚の女子、乳幼児などに福祉医療費が支給されていますが、このほかに六十八歳以上七十七歳未満の男性のうち次に該当する人(寡男)にも七月一日以降診療分の医療費が支給されることになりました。

児童手当を受けている人、また、受ける資格はあるが現在支給停止になっている人は毎年現況届を提出することになっています。

(郵送済)

六月二日～三十日まで現況届、印かんを持って市民課で手続きをして下さい。

なお、次の日程で各出張所でも受付します。受付時間は午前九時～午後四時までです。

三浦・鈴田出張所 六月九日

萱瀬・福重出張所 六月十日

松原出張所 六月十一日

竹松出張所 六月十二日

西大村出張所 六月十三日

現況届を提出されないと、六月以降の児童手当がもらえなくなる場合もありますので、もれなく手続きして下さい。

現況届の提出を

児童手当受給者・資格者

証 (印かん) ア・エの用紙は福祉課にあります。

- 担制度の対象となっていない人
- 必要書類 (ア)寡男申立書 (イ)戸籍謄本 (ウ)住民票謄本 (エ)所得証明書 (オ)健康保険

※詳しくは福祉課へ

福祉手当所得状況届は

6月30日までに

在宅の重度障害者に支給しています福祉手当を現在受けている人、また、現在支給停止になっている人は、毎年六月に福祉手当所得状況届を提出しなければなりません。この届の提出がないと、支給停止になりますので必ず提出して下さい。

※所得状況届の用紙は福祉課または各出張所にあります。

お知らせ

市議会で虚礼廃止

この度、大村市議会におきましては、新生活運動推進の一環として、虚礼廃止について話し合いの結果、暑中見舞状並びに年賀状の自粛を申し合いました。したがって、議員の暑中見舞状並びに年賀状については、廃止することとなりましたので、市民の皆さんにおかれても、この趣旨をご理解の上ご協力賜りますようお願いいたします。



5年ごと国と郷土をみなおす日 — 国勢調査10月1日 —

※ 愛の献血にご協力を!!  
献血車巡回日 6月19日 10時~12時  
市役所玄関前



注射と検診

■日本脳炎の  
予防接種

該当事者 三〜十五歳までの人  
受けていけない人  
発熱している人、著しい栄養障害者、心臓血管系・腎臓・肝臓疾患にかかっている人で当該疾患が急性期・増悪期・活動期にある人、接種液によりアレルギー症状がおこるおそれのある人、異常な副反応をおこしたことがある人、接種前一年以内にけいれんの症状があった人、妊娠している人



市立病院に併設されていた伝染病棟は、病院の新築移転に伴い新病院内への移転を急いでいましたが、国・県の補助金や国民年金環元融資を受け、この三月近代設備を備えた病棟(十二床)が完成し

新伝染病棟が完成!

市立病院に併設されていた伝染病棟は、病院の新築移転に伴い新病院内への移転を急いでいましたが、国・県の補助金や国民年金環元融資を受け、この三月近代設備を備えた病棟(十二床)が完成し

ました。これからは地元患者をはじめ、長崎空港の国際化に伴う患者の収容に利用され、伝染病予防に役立つことになり

■第10回  
少年野球大会成績  
五月三・四日、市営球場で大村市野球協会の主催で小学生の部に十一チーム、中学生の部に十四チームが参加して

■全日本少年サッカー  
大村地区予選成績  
五月十八日、市営陸上競技場で行われました。  
①玖島②中央③郡、西小  
※玖島は六月十五日、県大会へ出場

以上の人のほか予防接種を行うことが不適当な状態にある人

日本脳炎予防接種日程

実施場所	1回目	2回目
市役所	6/17	6/24
諏訪公民館	6/18	6/25
萱瀬出張所	6/19	6/26
三浦出張所	6/20	6/27
鈴田出張所	6/17	6/24
竹松出張所	6/18	6/25
中地区公民館	6/19	6/26
福重出張所	6/20	6/27
福祉センター	6/17	6/24
松原出張所	6/18	6/25

時間 午後2時~3時

■1歳6カ月児  
健康診査

対象 昭和五十三年十一月生まれの幼児ですが、同年六月〜十月生まれで、まだ健康診査を受けていない幼児も受診して下さい。

日時 六月十三日、十七日  
午後一時〜一時三十分受付  
場所 市役所第一会議室

■市民ハイキング

初夏の雲仙へ、ミヤマキリシマ観賞登山を行います。初めての方もふるってご参加下さい。

日時 六月八日(日)雨天中止  
コース 仁田峠―妙見岳―国見岳―普賢岳  
参加費(交通費) 大人1千

スポーツ

内容 問診、身体測定、歯科検査、貧血の検査、診察、映画「自立の始まる頃」、個別相談  
料金 無料  
※母子健康手帳及び送付しました問診票を記入のうえ必ずご持参下さい。

相談

市民相談コーナーで  
すべて無料で行っています  
お気軽にご相談下さい

行政相談 (毎月第二水曜日)  
日時 六月十二日  
午前九時三十分~正午  
法律相談 (毎月第三水曜日)  
日時 六月十八日

※巡回登記相談は六月十四日(午後一時~四時まで)西大村と福重出張所で行います。

五百円、子供1千円

集合 当日、午前八時までに三城公園(バスターミナル前)に集合すること

募集定員 五十人

申込先 電話で教育委員会体育課へ

主催 大村山岳会  
後援 市教育委員会

■第10回

少年野球大会成績

五月三・四日、市営球場で大村市野球協会の主催で小学生の部に十一チーム、中学生の部に十四チームが参加して

■全日本少年サッカー  
大村地区予選成績  
五月十八日、市営陸上競技場で行われました。  
①玖島②中央③郡、西小  
※玖島は六月十五日、県大会へ出場

### 各種講座の案内

——中央公民館——

受付開始 六月九日から  
 ※定員になりしだい締切ります。  
 申込先 電話で中央公民館  
 (コミュニティセンター  
 内、電話④一三二六一)へ

#### ■第1回ふるさと史跡散歩教室

お客さんがあったときなどふるさとの史跡を案内できたら、と思っている人たちを対象に、代表的な史跡を訪ねるふるさと史跡散歩教室を開きます。

なお、この教室は今回を第一回として十回にわたって毎月場所を変えて行います。  
 日時 六月二十九日(日)  
 午前十時～正午

※当日雨天の場合は中止  
 史跡 旧田融寺庭園ほか  
 集合場所 午前十時までに春日神社前(一の鳥居付近)

定員 三十人  
 受講料 無料  
 講師 大村史談会会員  
 深草静雄先生

#### ■母と子の絵画教室

絵画をとおして、母と子のふれあいの中で情豊かな創造性を養う絵画教室を開きます。

期間 六月二十八日～八月三十日(毎週土曜日、午後一時三十分～三時三十分、十回)

場所 中央公民館(コミュニティセンター内)  
 対象 五歳～七歳の子どもとお母さん

定員 十五組(三十人)  
 受講料 無料(教材費は実費)  
 講師 絵画教師  
 秋山和子先生

#### ■水彩画教室

気がるな気持ちで、絵を楽しむかいてみたいと思っておられる初心者の方を対象に水彩画教室を開きます。  
 期間 六月二十五日～八月二

十七日(毎週水曜日、午後七時～九時、十回)  
 場所 中央公民館(コミュニティセンター内)  
 定員 三十人  
 受講料 無料(教材費は実費)  
 講師 日本水彩画会会員  
 村井喜次先生

#### ■やさしい中国語 会話教室

初心者を対象に日常会話を中心とした中国語会話教室を開きます。

期間 六月二十三日～八月二十五日(毎週月曜日、午後七時～九時、十回)

場所 中央公民館(コミュニティセンター内)  
 対象 一般成人(初心者)  
 定員 三十人  
 受講料 無料  
 講師 大村中文同学会  
 松尾謙一郎先生

※経験者の方は毎週火曜日の午後七時～九時まで開かれている「中文同学会」の方におはり下さい。

#### ■家庭料理教室

手近かな材料を使って、しかも栄養・経済的な面からも実際の家庭料理教室を開き

ます。  
 期間 六月二十六日～八月二十八日(毎週木曜日、午前十時～正午、十回)

#### ■手づくり おやつ教室

手づくりのおやつを通してお母さんの愛情を、そんな願いから「手づくりおやつ教室」を開きます。

期間 六月二十四日～八月十六日(毎週火曜日、午前十時～正午、十回)

場所 中央公民館(コミュニティセンター内)  
 対象 一般成人(初心者)  
 定員 三十六人  
 受講料 無料(教材費は実費)  
 講師 管理栄養士  
 山口貞子先生

管理栄養士  
 山口貞子先生

#### ■よりよい生活をめざす高齢者教室

「人は学ぶことがやんだ時老衰と頑めいがはじまる」といわれます。高齢者の学ぶ場として、仲間との出合いの場

としての高齢者教室を開きます。  
 期間 六月～十二月まで(毎月二回、午後二時～四時)

#### ■良い子に育てる 心理学講座

子どもの成長と心の特徴を理解し、年齢に応じたしつけについて学び良い子に育てる親の心構えを学習する心理学講座です。

日時 第一回(六月二十三日) 午前十時～正午  
 (毎月一回、六回講座)

場所 中央公民館(コミュニティセンター内)  
 対象 婦人  
 定員 四十人  
 受講料 無料  
 講師 長崎大学教授  
 川崎 宏先生

内容 第一回乳児期(〇～二歳) 身辺生活時代  
 第二回幼児期(三～五歳) 想像生活時代  
 第三回児童期(六～十二歳) 知識生活時代

#### 講習会

#### ■ガール・スカウト 指導者養成講習会

ガール・スカウト長崎県連絡協議会では、日本連盟公認の指導者養成講習会を開きます。少女たちの指導者を志す人、また、ガール・スカウト運動に関心のある方の参加をお待ちしています。  
 日時 六月二十一日、二十二日、二十三日  
 場所 県立研修所  
 講師 日本連盟公認トレーナーチーム  
 資格 十八歳以上の婦人  
 申込方法 六月十四日までに中地区公民館内、ガール・スカウト長崎県第七団へ



5年ごと国と郷土をみなおす日 — 国勢調査10月1日 —





# 花しょうぶ

満開は6日～8日頃

花しょうぶは、例年6月6日～8日頃満開になります。

花の種類は85種、花の数は約3,000本もあり、優雅な美しさは多くの観光客に楽しまれています。ご家族そろっておいで下さい。

## もよおし

6月7日～11日

民謡=花しょうぶ園内仮設舞台

12:00～

6月8日(日)

野だてお茶会=花しょうぶ園そば

11:00～

川柳大会=大村神社事務所

12:40 投句締切

※花しょうぶの開花状況、催しのお問合せは商工観光課または大村市観光協会(☎②-3605)へ

## おまちしています

会場 コミュニティセンター  
※詳しくは大村少年合唱団母体の会(主催者)または社会教育課へ

参加料 五百円  
※詳しくは大村文芸協会川柳部会(☎④-二六三四)または社会教育課へ

# ※耳と言葉の相談日 6月21日(土) 午後1時～3時 福祉センター

## もよおし

### 大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会

—公演迫る—

この公演は、すぐれた舞台芸術を多くの人に鑑賞してもらうために、文化庁が移動芸術祭として巡回公演をしているものです。入場券は枚数に制限がありますので、早めにお求め下さい。

日時 六月十六日

午後六時三十分開演

前売券発売所 森竹電器店

場所 市民会館ホール  
演奏曲目  
ワーグナー作曲  
楽劇「ニュールンベルクの名歌手」前奏曲  
ラフマニノフ作曲  
ピアノ協奏曲第二番  
チャイコフスキー作曲  
交響曲第五番  
指揮 朝比奈 隆  
ピアノ独奏 荒 憲一  
入場料 一般 二千円  
(当日二千二百円)  
小中高生 八百円  
(当日千円)

### 第6回大村少年合唱団定期発表会

一年間の練習成果を市民の皆さんに聴いていただく第6回定期発表会を開催します。多数ご参加下さい。

日時 六月八日(日)  
午後一時三十分開演  
会場 コミュニティセンター  
参加料 五百円  
※詳しくは大村文芸協会川柳部会(☎④-二六三四)または社会教育課へ

### 花菖蒲観賞川柳会

大村文芸協会では、大村公園の花菖蒲を「より多くの人に見てもらい、より広く紹介するため」川柳会を開催します。

経験者、初心者問わずお気軽にご参加下さい。

日時 六月八日(日)

午前十時から受付

場所 大村神社事務所

出句締切 午前十一時四十五分

出句数 当日花菖蒲観賞句を五句

### 市民文化祭日程

行事名	内容	日時	場所	主催
大村市謡曲大会	日本文化をはぐくんだ古典芸能を伝承し日本の心にふれる	6月1日 9:00～16:00	本 経 寺	大村市謡曲愛好会
大村市民美術展(市展)	油絵、日本画、調羹、工芸、書道、南画計300点出品	6月13日～16日 9:0～17:00	コミュニティセンター	大村市美術協会
市民華道展	池坊、新池坊、専正池坊、安達流が合同で200杯の生花展を開く	6月13日～15日 9:00～17:00	コミュニティセンター	大村市華道連合会
日舞の祭典	藤秀会、藤舞会、藤囃会、秀栄会、藤間第三津社中による日本の舞の祭典	6月21日 13:00～16:00	コミュニティセンター	大村 藤 間 会
市民茶会	表千家、裏千家、宗福流が席を設け茶会を開く	6月21日 9:00～16:00	コミュニティセンター	大村市茶道連合会
日本の心を特に、地方の祭りを語る	詩吟、民謡、民謡の3部門が合同で共演する時と踊りの祭典	6月22日 9:00～16:00	コミュニティセンター	大村吟道連合会、大村民謡協会、大村民謡愛好会、大村民謡クラブ
市民文芸大会	短歌、俳句、川柳の部門が合同で合評会を開く	6月22日 13:00～16:00	コミュニティセンター	大村市文芸協会
大村少年合唱団発表会	清らかな子供たちの心をアニメーションの歌はかをコーラスにのせて放らうする	6月8日 14:00～16:00	コミュニティセンター	大村市音楽団体協議会
市民合唱祭	市民合唱サークルが集って開く歌の祭典	6月21日 16:30～20:00	市民会館	大村市音楽団体協議会
姉妹都市美術作品特別展	伊丹市、角館町との姉妹都市締結を記念し市民文化祭に特別参加	6月12日～22日	コミュニティセンター	大村市姉妹都市親善協会

### 市民文化祭

「みんなてつくろう 文化の香り高い大村を」  
今回は兵庫伊丹市、秋田 県角館町との姉妹都市締結を記念して両市民の美術作品の特別展もします。  
期間 六月一日～二十二日  
内容 別表のとおり

もよおし

第2回長崎県身体障害者技能競技大会

日時 七月二十日(日)午前八時～午後二時  
場所 長崎県高等職業訓練校  
(西彼杵郡長与町)

競技種目 洋裁、和裁、洋服  
建具、家具

参加申込締切 六月十日

※参加資格、申込方法など詳しくは福祉課へ

大村・諫早

市民劇場例会

劇団民劇「居酒屋」

日時 六月十八日

午後六時三十分開演

場所 市民会館

主催 大村・諫早市民劇場

※詳しくは大村・諫早市民劇場事務局(電③一三七二九)または社会教育課へ

大村子ども劇場

第15回例会

人形劇団 ひとみ座

「ピッケと

バイキングたち」

日時 六月六日

午後六時三十分開演

場所 市民会館

主催 大村子ども劇場

※詳しくは大村子ども劇場事務局(電③一七〇六三)または社会教育課へ

募集

警察官

断酒会

その他

受付期間 六月五日～二十日

第一次試験 八月三日

受験資格 昭和二十八年四月二日～三十四年四月一日までに生まれた男子(ただし四年制大学卒業者または卒業見込者)

※詳しくは近くの警察署、派出所、駐在所へ (大村警察署)

ご寄付・ご好意ありがとうございました

香典返し

敬称略

社会福祉事業費へ

- ▽溝道喜久枝(陰平郷・亡夫五月義)三万円
- ▽一瀬春枝(西本町・亡夫二郎)十万円
- ▽御厨綾子(武留路郷・亡夫元)十万円
- ▽古賀義夫(西三城町・亡三女和子)三万円

一般寄付

敬称略

- ▽社会福祉協議会へ預託
- ▽富永喩(黒木郷・亡母ツミ)黒木老人クラブあおば会へ三万円
- ▽社会福祉事業費へ
- ▽渡川貞子(広島市)一万円
- ▽社会福祉協議会へ預託
- ▽赤水清春(本町二丁目)大村子供の家へ三万九千八百円

清和園へ

- 百二十五円
- ▽一瀬キノ(池田一丁目)慈恵荘へ十万円
- ▽貞松フミ子(一の郷)慈恵荘へ人形十個
- ▽本経寺(佐古亮尊)慈恵荘へ柏餅百八十個
- ▽全日本磯づり連盟西九州支部大村地区局(代表者佐藤勇雄)
- 慈恵荘へ黒ダイ、チヌを十
- ・三キロ
- ▽林シオ(徳泉川内郷)福祉センターへツジ一鉢
- △専念寺華頂婦人会(渡辺トシ会長)住職法話、みかん三十七キロ、ジュース二箱
- ▽本経寺(古町一丁目)柏餅百個
- ▽光建設岩永光生(西本町)手拭五十本、カーネーション三十本、キャンデー四十五袋、生菓子五十個
- ▽高原生花店(本町)カーネーションほか百本
- ▽全磯連西九州支部大村地区局(代表佐藤勇雄)チヌ、黒ダイほか二十キロ

中小企業診断士試験

受付期間 六月二日～十六日まで

試験科目 工鉱業・商業の部門別に行う

試験地 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡

試験日 七月二十二日、二十三日

受験手数料 六千円

申込先 社団法人・中小企業診断協会事務局試験係(東京都中央区銀座一―四一―一 銀松ビル、電東京五六三―〇八五一)

※詳しくは申込先または市商工観光課へ

精神衛生相談

日時 毎月第二・第四月曜日 午後二時から

場所 大村保健所  
担当 国立長崎中央病院精神科 東島先生

6月は市県民税の納期です

納期内に納めましょう

税務課

